

千葉県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和元年10月31日

千葉県監査委員	大	木	正	人
同	宮	原	清	貴
同	森	山	和	博
同	三	須	和	夫

31千総総第663号

令和元年10月24日

千葉市監査委員 大 木 正 人  
同 宮 原 清 貴 様  
同 森 山 和 博  
同 三 須 和 夫

千葉市長 熊 谷 俊 人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年度監査報告第8号、平成29年度監査報告第10号、平成30年度監査報告第8号及び第11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(3) 額の確定に係る審査を確実に行うべきもの</p> <p>ア 補助金の効果を具体的に確認し、額の確定審査をすべきもの（市民局）</p> <p>補助金等交付規則第13条によると、補助金等の額を確定するに当たり、市長は、実績報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容に適合するものであるかを調査するとされている。また、「補助金の執行事務の適正化について」（財政部長通知）によると、「補助事業等の効果」に係る書類については、省略することなく、確定通知前に補助金の効果を具体的に確認し、審査できるような具体的な数値化を求めるとされている。</p> <p>しかしながら、千葉市防犯協会連合会運営補助金においては、補助金実績報告書に添付された事業実績報告書について、具体的な効果の記載が確認できなかった。</p> <p>補助金の額の確定審査については、規則等に基づき補助金の効果を具体的に確認されたい。</p>	<p>平成30年度補助金の額の確定審査においては、補助金の効果について、数値化したデータが記載された事業報告により、具体的に確認している。</p>